

広島県選挙管理委員会告示第三十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した旨、江田島市選挙管理委員会等から報告があった。

平成二十九年六月十五日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の名称	所在地	取消年月日
沖美就業改善センター	江田島市沖美町畑 997 番地 2	平成 29 年 6 月 1 日
大附老人集会所	江田島市大柿町深江 4175 番地 8	平成 29 年 6 月 1 日
亀山振興センター	山県郡北広島町荒神原 1272 番地	平成 29 年 6 月 1 日